

上越糸魚川地域医療連絡協議会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越糸魚川地域医療連絡協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 協議会は、上越地域振興局健康福祉環境部長及び糸魚川地域振興局健康福祉部長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 上越二次保健医療圏域（以下、「圏域」という。）における「新潟県地域保健医療計画」の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 圏域での医療連携体制の構築及び推進に関すること。

2 協議会の進行は、委員の互選により選出した議長が行う。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから上越地域振興局健康福祉環境部長及び糸魚川地域振興局健康福祉部長が必要に応じて依頼する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 介護サービス事業者
- (3) 行政機関
- (4) その他上越地域振興局健康福祉環境部長及び糸魚川地域振興局健康福祉部長が必要と認める者

(作業部会)

第4条 協議会に、必要に応じ、特定の事項について検討させるため、作業部会を置くことができる。

2 部会で検討した結果については、協議会に報告するものとする。

3 第2条第2項、第3条の規定は、部会に準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、上越地域振興局健康福祉環境部において処理する。

附則

この要綱は、平成18年12月 1日から実施する。

平成22年 8月31日一部修正

平成27年11月 9日一部修正